

令和3年5月10日

保護者様

京都府立大江高等学校
校長 松田 潔

緊急事態宣言の発令期間延長に伴う教育活動等について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、緊急事態宣言の発令期間が令和3年5月31日迄延長されました。つきましては、この期間中等の教育活動等について下記のとおり連絡いたします。

記

- この期間中の感染急拡大を踏まえた教育活動の制限については、引き続き次のとおりとします。
 - ・「接触」「密集」「近距離での活動」等の原則禁止
 - ・宿泊を伴う教育活動の原則、中止
 - ・部活動の制限（2時間以内、自校生徒のみ）
 - ・校外での教育活動の中止
 - ※ 公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等（以下、「大会等」という。）については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加することを認めます。
 - 教育活動の変更について
令和3年5月15日（土）・16日（日）に開催を計画しておりました第73回両丹高等学校総合体育大会は中止とします。
また、今後の教育活動について変更等がある場合は、別途連絡します。
 - 御家庭で御協力いただきたい内容について
 - 以前にもお願いしておりますとおり、感染拡大が終息するまで、お子様が学校に登校するなど外出する場合は、健康観察をしていただき、風邪等の症状がある場合は決して無理をせず、自宅で休養させてください。
 - 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、本校に御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。
 - ※ PCR検査等結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合においても、必ず御報告をいただきますようよろしくお願いいたします。
- 大江高等学校
電話 0773-56-0033
※ 土日・祝日及び17:00以降は留守電対応となっております。連絡を要する案件につきましては、学校代表メールにも連絡をお願いします。
学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp
- その他
 - 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口〔きょうと新型コロナウイルス医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話075-414-5487〕へ御相談いただき、指示に従ってください。
 - 御不明な点等がございましたら、学校まで連絡してください。